毎月１日発行　　２０１１年1月１日（土）第２５４号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・弾野原

新年あけましておめでとうございます
今年もよろしくお願いいたします

平成２３年度税制改正大綱が決定

政府は１２月１６日、平成２３年度税制改正大綱を決定しました。今回の税制改正では、法人税が大幅な減税となる代わりに、個人所得税や資産課税が大幅な増税となる見込みとなるようです。

法人税減税は、国税の基本税率３０％を２５．５％に引き下げます。中小法人の年８００万円以下の部分に係る軽減税率２２％（現在は１８％）は１９％（特例１５％）に引き下げます。特例は２３年４月から２６年３月までの３年間の措置。一方、減価償却制度を見直し、定率法の償却率を定額法の２．５倍から２倍に縮小します。

また、中小法人を除き欠損金の繰越控除限度額を８０％に制限します。これに伴い繰越期間は９年（現行７年）に延長します。新設の雇用促進税制は、従業員のうち雇用保険一般被保険者数が前年度に比べ１０％以上かつ５人（中小企業は２人）以上増加した場合に増加１人当たり２０万円を税額控除します。

給与所得控除を見直し、給与収入１５００万円を超えた場合の給与所得控除額に２４５万円の上限を設けます。役員の場合はさらに給与収入２０００万円超から徐々に２４５万円の控除額を減らし給与収入４０００万円を超えると１２５万円とします。勤務年数５年以下の役員の退職手当の課税も強化し、退職所得控除額控除後の残額を２分の１とする措置を廃止します。

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る１０％軽減税率は適用期限を２年延長します。これに伴い、少額上場株に係る配当・譲渡所得等の非課税措置の開始を２年遅らせ２６年１月からの適用となります。

２３歳から６９歳までの者に対する成年扶養控除の対象を、６５歳以上７０歳未満や心身障害者等の者に限定します。これは、合計所得が４００万円以下（給与収入のみなら５６８万円以下）の納税者は適用除外となっています。

相続税の基礎控除を「３０００万円＋６００万円×法定相続人数」に縮小します。また、最高税率を５０％から５５％に引き上げます。相続税とともに贈与税の税率構造も見直します。

消費税の事業者免税点制度適用の判定時期を見直し、前年（前事業年度）の前半６ヵ月の課税売上高が１千万円超の事業者は適用外とします。

このほか、地球温暖化対策税の創設や、納税者権利憲章の策定などを含めた納税環境整備など多くの税目にわたり大きな改正が盛り込まれた内容となっています。

☆　☆　☆　今　月　の　税　務　メ　モ　☆　☆　☆

１．	12月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・1月10日
２．	7～12月分の源泉所得税の納付	納付期限・・・1月10日（特例は1月20日）
３．	11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・1月31日
４．	5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・1月31日
５．	2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・1月31日

毎月１日発行　　２０１１年２月１日（火）第２５５号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・弾野原

今年の確定申告で注意したい改正点

年が明けて確定申告シーズンもすぐ目の前。還付申告の場合、昨年分については今年1月1日からすでに受付が開始されていますが、申告書を作成する際には平成22年分の所得税の申告に関係する改正点も十分確認しておく必要があります。

たとえば寄附金控除。平成22年分の確定申告に際して寄附金控除を適用する場合には、適用下限額が2千円（改正前5千円）に引き下げられているので注意が必要です。また、平成26年12月31日までに支出した寄附金に係る政党等寄附金特別控除について、税額控除の計算の対象となる政党等に対する寄附金の適用下限額が2千円（改正前5千円）に引き下げられています。

譲渡所得関係の改正もいくつか行われています。まず、特定の居住用財産の買換え（交換）の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件が追加された上、その適用期限が2年延長されました。この改正は、平成22年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、その適用期限が2年延長されています。このほか、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、特例の対象となる優良住宅地等のための譲渡の範囲から、独立行政法人、空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されるなどの改正も行われています。

２２年分確定申告期も２月２０日・２７日に閉庁日対応

国税庁では、確定申告期の各種施策の一つとして期間中の平日に税務署等へ訪れることができない納税者のため、平成15年分確定申告から日曜日に税務署等で確定申告の相談や申告書の収受を行う「閉庁日対応」を実施していますが、今年2月からの平成22年分確定申告においても引続き実施することを4日、明らかにしました。

実施日は、早期申告にもつながることから申告期間前半の2月20日と2月27日の2日間。実施税務署数は、過去7年間に実施した閉庁日対応における相談等件数や申告書提出枚数等の実績を踏まえて検討が行われた結果、全国524税務署のうち、昨年と同様の228税務署で対応します。

対応の方法は昨年までと同様に、税務署を通常通り開庁するケースのほか、庁舎のスペースや交通の利便性を考慮して近隣の複数の税務署が署外で一緒に行う「合同会場」や「広域センター」を設置するケースがあります。

税務署管内の納税者の申告書の収受等を行う「合同会場」は、仙台・関東信越・東京・名古屋・広島・福岡沖縄の国税局（所）の22会場・67税務署で、税務署管内以外の納税者の申告書も仮収受等も行う「広域センター」は、大阪国税局管内の大阪府・京都府・兵庫県の4ヵ所・31税務署で行われる予定です。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

1.	1月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・2月10日
2.	12月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・2月28日
3.	6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・2月28日
4.	3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・2月28日

毎月１日発行　　２０１１年3月１日（火）第２５６号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐（新）・片桐（由）・谷井・弾野原

消費税率引上げを見据え不正還付対策を実施へ

将来の消費税率の引上げを見据えて平成２３年度税制改正では、不正還付対策などに重点が置かれています。具体的には、①免税事業者の要件の見直し、②仕入税額控除制度（いわゆる９５ルール）の見直し、③仕入税額控除に関する明細書」の添付の義務付け、④消費税の不正還付未遂罪の創設です。

免税事業者、前事業年度の最初の半年間で判定

消費税法上、資本金１千万円未満で会社を設立した場合には、会社設立後２年間は消費税を免除するという消費税免税制度が設けられています。新聞等の報道では、人材派遣会社などがこの免税制度を悪用し、脱税として告発されるなどの事例が見受けられます。具体的には免税子会社数社を数年ごとに委託先として入れ替え、常に免税子会社経由で人材派遣を行い、親会社は消費税の課税仕入控除を受ける一方、子会社では免税会社として消費税を納税しないというものです。

給与等の支払額の金額での判定も

このようなケースを想定し、平成２３年度税制改正では、当該事業年度の前事業年度（７月以下のものを除く）開始の日から６月間の課税売上高が１千万円を超える法人等については、事業者免税点制度を適用しないこととされます。この課税売上高については、給与等の支払額の金額（１千万円超）でも判定することができます。

なお、事業者免税点制度の見直しは、当該事業年度が平成２４年１０月１日以後に開始するものから適用されます。たとえば、免税事業者で３月期決算会社の場合、平成２５年４月１日以後に開始する事業年度において免税事業者になるかどうかは、平成２４年４月から９月末までの課税売上高等が１千万円を超えるかどうかで判定することになる。

平成２４年４月から課税売上高５億円以下に

現行、非課税売上げに対応する仕入については、仕入税額控除を認めないのが原則ですが、課税売上割合が９５％以上の場合には、課税仕入等の全額について仕入税額控除を認めています。しかし、平成２３年度税制改正では、９５％以上の全額仕入控除は課税売上高が５億円以下の事業者に限定します。適用は平成２４年４月１日以後開始する課税期間からとなります。

平成２４年４月以降提出分から適用

また、消費税の還付申告書を提出する際に任意とされている「仕入税額控除に関する明細書」については、消費税の還付を不正に受ける事業者に対応するため、その添付を義務付けるとともに、売上に関する事項や輸出取引に関する事項などを記載項目とする見直しが行われます。

平成２１事務年度では不正還付は１０１２件

そのほか、罰則の強化も行われます。現行、消費税課税事業者が不正還付をしようとした場合、たとえば、税務署長が途中で不正に気づき還付を行わなかった未遂のケースでは、処罰規定はないため、特に罰せられることはありません。このため、不正に消費税の還付を受けようとした者を処罰する規定を創設します。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

１.	2月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・3月10日
２.	所得税の確定申告	申告期限・・・・・・3月15日
３.	個人の消費税の確定申告	申告期限・・・・・・3月31日
４.	1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・3月31日
５.	7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・3月31日
６.	4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・3月31日

毎月１日発行　　２０１１年４月１日（金）第２５７号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・弾野原

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、この災害により避難された方々を支援するために、県の災害対策本部等に義援金や寄附金（以下「義援金」といいます）を支払った場合の税務上の取扱いについて取りまとめてみました。

寄附をした個人・法人の課税関係

県の災害対策本部等や日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に対して義援金を支払った場合

個人…「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象になります。

法人…「国等に対する寄附金」に該当し、全額損金算入されます。

中央共同募金会に対して義援金を支払った場合

個人…「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象になります。

法人…「各県の被災者の生活再建のための義援金」口座の場合は「国等に対する寄附金」に該当し、「地震災害におけるボランティア・ＮＰＯ活動支援のための募金」口座の場合は「指定寄附金」に該当。どちらも全額損金算入されます。

国税庁から認定を受けた認定ＮＰＯ法人に対して義援金を支払った場合

個人…「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象になります。

法人…「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し、その範囲内で損金算入されます。

法人が被災された取引先に対する寄附

被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金に算入されます。

法人が自社製品を被災者に提供した場合

法人が不特定または多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金または交際費等に該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。

寄附をしたことを証する書類

確定申告を行うに当たり、寄附をしたことを証明する書類の添付または提示（法人の場合は書類の保存）が必要になります。たとえば、以下の書類が寄附をしたことを証する書類に該当します。

①県災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領書

②日本赤十字社等が発行する受領書または募金団体の預り証

③郵便振替または銀行振り込みで支払った場合の受領証または振込票（その振込口座が義援金の専用受付口座である場合に限ります）

※義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることがわかる資料を併せて提示することが望ましいと思われます。

☆　☆　☆　今　月　の　税　務　メ　モ　☆　☆　☆

１．	3月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・4月11日
２．	2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限・・・・・・5月1日
３．	8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限・・・・・・5月1日
４．	5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・5月1日

毎月１日発行　　２０１１年5月１日（日）第２５８号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・弾野原

震災特例法の成立

４月２７日に東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下、「震災特例法」といいます）が施行されました。今回はそのうちのいくつかを紹介します。

【法人税に関するもの】

①震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

平成２３年３月１１日から平成２４年３月１０日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうちに震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額について２年間まで遡って繰戻し還付を可能にします。

また、平成２３年３月１１日から同年９月１０日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により同様の繰戻し還付を可能とします。

②被災代替資産等の特別償却

平成２３年３月１１日から平成２８年３月３１日までの間に、被災した資産（建物・構築物・機械装置・船舶・航空機・車両）の代替として取得する資産、被災区域内において取得する資産（建物・構築物・機械装置）について、特別償却を可能とします。

※被災区域とは、大震災により滅失した建物等の敷地の用に供されていた土地等の区域をいいます。

※償却率は、平成２６年３月３１日以前に取得した場合、建物・構築物について１５％、その他の資産は３０％とし、平成２６年４月１日以後に取得した場合はこれらの３分の２の率とします。

【所得税に関するもの】

①雑損控除の特例

住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、２２年分所得での適用を可能とします。

繰越可能期間を５年（現行３年）とします。

②被災事業用資産の損失の特例

２２年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とします。青色申告者については、被災事業用資産以外の損失を含めて、２２年分所得で純損失が生じた場合には、さらに２１年分所得への繰戻し還付を可能とします。

被災事業用資産の損失による純損失について、繰越可能期間を５年とします。保有資産に占める被災事業用資産の割合が１割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行３年の繰越しが可能な純損失について、繰越期間を５年とします。

③住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても、２４年分以降の残存期間の継続適用を可能とします。

④大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

平成２３年から２５年分の所得税において、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の８０％（現行４０％）に拡大します。

また、認定ＮＰＯ法人等が、大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定したうえで、税額控除制度を導入します。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

1. 4月分源泉所得税の納付　納付期限……5月10日
2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)　申告期限……5月31日
3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)　申告期限……5月31日
4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告　申告期限……5月31日

毎月１日発行　　２０１１年６月１日（水）第２５９号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井

赤字法人でも調査される

最近、赤字法人への税務調査が増えています。赤字法人には法人税こそかかりませんが、消費税や印紙税、不動産取得税や固定資産税などは普通にかかってきます。赤字法人への税務調査は、これらの処理がきちんと行われているかを確認することが表向きの目的ですが、実は国税当局にとって「隠れ黒字」を探る意味が大きいです。赤字法人への税務の中には、実際は黒字であるにもかかわらず、節税対策としてあえて赤字にする工夫をしている【偽装赤字法人】が少なくないからです。

不況に便乗した【黒字隠し】は、年々手が込んできており、税収不足に悩む当局では、こうした実情を踏まえ、重箱の隅をつつくような調査体制を整えています。

たとえば、給与については社員から直接給与額を聴取して記帳額と突き合わせます。旅費については旅費規定を十分に検討。消耗品についても棚卸資産となる貯蔵品とすべきものがないかを検討。また雑費については、役員の個人負担とすべきものがないかなど、業務と関係のない支出がないかを検討します。

領収書もチェック項目です。手書きで金額の大きいものや、「上様」「品代」などアバウトな表示、ゼロの多い区切りのいい数字などについては特に念入りにチェックされています。不自然な領収書があれば、取引先への反面調査も積極的に行っているそうです。

レジを利用している会社に対しては、レジテープの破棄や打ち直し、また、レジを打たないなどの方法で売り上げをごまかしているケースが多いことから「現金収入法人」と「現金収入法人以外の法人」に分け、取引の各段階で作成される原始記録の検討を行うと同時に、個人預金や原価との比較、資金繰り調査や帳簿調査などにより不審点が抽出されます。

一方で、こうした偽装赤字を暴くためのインフラ整備にも余念がありません。たとえば、今年の税制改正に向けた国税庁の要望では、「質問検査権の整備」が法人税法関係の新顔として盛り込まれました。これは、法人税調査における質問検査権の及ぶ範囲を、現行の「帳簿書類」から「帳簿書類その他の物件」に改正するという内容です。

法人税法では、いわゆる本体調査に係る質問検査権と反面調査に係る質問検査権とが二つの条文に分かれて規定されています。本体調査に係る規定では、検査できる物件について「帳簿書類その他の物件」とされているのに対し、反面調査に係る規定では「帳簿書類」とされているのみです。このため、調査対象法人の取引先や銀行などへの反面調査の現場で、伝票類などの確認を拒否されたとき、調査官が説明に苦慮しているそうです。

自動車税の納期限到来、被災車は？

５月３１日は、軽自動車含む自動車税の納期限です。「自動車の所有」に対して課税される自動車税は、自動車のナンバーを管理する都道府県の所管。毎年４月１日午前０時現在の所有者に対して翌年３月３１日までの１年分を課税するものですが、新規登録や廃車した場合には、月割計算により課税・還付されます。

自動車税は名義人課税という形式主義を採っているため車検証の名義人に１年分の納税義務が生じるが、廃車に関しては実質主義です。解体証明書等で確認できる廃車の日付の月までしか課税されないため、納付済みの自動車税は還付されます。

ところで、今般の東日本大震災では多くの自動車が被害に遭いましたが、地震が起きたのが３月１１日であるため被災による廃車の日付も同日となり、３月分までの納税義務が生じていることから自動車税の還付はありません。

ただし、東日本震災特例法での特例でフォローがなされています。東日本大震災により被災損壊滅失した自動車の代替として取得した車両については平成２３年度から２５年度までの各年度分の自動車税を課されないことになりました。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

1.	5月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・6月10日
2.	4月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・6月30日
3.	10月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・6月30日
4.	7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・6月30日

毎月１日発行　　２０１１年7月１日（金）第２６０号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井

平成23年度税制改正法案に係る法的手当て

６月２２日に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が可決、成立しました。この法案は１月に出された平成２３年度税制改正法案の一部分を抜き出したもので、この法案で決定された改正法案があれば、未だ審議中の改正法案があります。今回は、この法案によって改正された法案と、現在審議中の法案をまとめていきたいと思います。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案によって改正された法案

①政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化

・雇用促進税制等政策税制の拡充
・寄付金税制の拡充
・その他納税者利便の向上、課税の適正化等
・年金所得者の申告不要制度の創設
・航空機燃料税の税率引き下げ
・租税罰則の見直し等

②期限切れ租税特別措置の延長等

【単純延長】

・住宅用家屋の保存・移転登記の登録免許税の軽減
・農林漁業用Ａ重油の石油石炭税の免税還付等

【拡充の上延長】

・離島の係る航空機燃料税の税率軽減
・中小法人に対する税率軽減（本則２２％→１８％）等

【縮減の上延長】

・食用牛の売却による農業所得の課税の特例
・公害防止用設備の特別償却
・e-Tax による申告の所得税控除等

現在国会で審議中の平成２３年度税制改正法案を修正し、存置する法律案

①個人所得課税

・給与所得控除の上限設定
・特定支出控除の見直し
・成年扶養控除の縮減
・短期勤務の役員退職金課税の見直し

②法人課税

・実効税率の引き下げ
・課税ベースの拡大
・中小法人に対する軽減税率の引き下げ
・中小企業関係租特の見直し

③資産課税

・相続税の基礎控除の引き下げ、税率構造の見直し
・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大

④消費課税

・地球温暖化対策のための税の導入（石油石炭税の税率の上乗せ）

☆　☆　☆　今　月　の　税　務　メ　モ　☆　☆　☆

１.	6月分(納税特例者は1～6月分)源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・7月11日
２.	5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限・・・・・・8月1日
３.	11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限・・・・・・8月1日
４.	8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・8月1日

毎月１日発行　　２０１１年８月１日（月）第２６１号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

雇用促進税制の「計画」受付は８月１日から

公共職業安定所では、雇用促進税制の適用を受けるために必要な手続きである「雇用促進計画」提出の受付を、この8月1日から開始します。

雇用促進税制は、企業が、前事業年度（前年）に比べ10％以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）従業員を増加した場合には、事業主都合による解雇者がいないことを要件に、増加した従業員数に20万円を乗じた金額を、一定額を限度に税額控除できる制度で、平成23年度税制改正で創設されました。適用は、法人が平成23年4月1日～26年3月31日までの間に開始する事業年度、個人が平成24年～26年。

制度の適用を受けるには、①事業年度開始後2ヵ月以内（個人事業主は3月15日まで）に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を公共職業安定所に提出をして、②事業年度終了後2ヵ月以内に公共職業安定所より雇用促進計画達成状況の確認を受け、③その際交付される達成状況を確認した旨を記載した書類の写しを確定申告書に添付することが要件となります。

公共職業安定所への雇用促進計画提出が最初の手続きとなるわけですが、その提出期限は事業年度開始後2ヵ月以内となっています。23年度税制改正法の施行は6月30日であることから、このままでは4月開始事業年度の法人企業の場合は提出期限までの提出が不可能となっていました。しかし、計画の受付開始が8月1日となったことから経過措置が設けられ、4月1日から8月31日までに事業年度を開始する事業主は、10月31日までに提出すればいいことがわかりました。

厚生労働省では、雇用促進計画に係る様式や手続き方法とともに提出期限の経過措置の内容を同省のホームページに掲載してあります。

※詳細のHPアドレス
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html

「くるみん」取得企業に建物等の割増償却制度

次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する税制優遇制度（建物等の割増償却制度）が創設されました。「子育てサポート企業」として、次世代育成支援への取組みを推進している企業が、認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32％の割増償却ができます。

割増償却制度の対象となるには、青色申告書を提出する事業主で、2011年4月1日から2014年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けることが要件となります。また、個人事業主の場合は、2012年1月1日から2014年12月31日まで各年に次世代法の認定を受けた場合に適用されます。過去に認定を受けたことのある事業主でも、その期間内に新たに認定を受けた場合には適用対象となります。

割増償却の適用対象は、次のいずれにも当てはまる建物及び附属設備。①次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業の用に供している建物等、②認定を受ける対象となった行動計画の、（ア）計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得した建物で、その建設の後、事業にために使用されていないもの、又は（イ）その期間内に新・増改築した建物等。

ところで、「くるみん」を取得するには、適切な行動計画を策定し、その計画期間が終了し、一定の基準を満たしていることが必要となります。認定を受けようとする場合は、あらかじめ認定基準を踏まえて行動計画を策定し、都道府県労働局雇用均等室に認定申請を行う。認定を受けた事業主には、「基準適合一般事業主認定通知書」が交付されます。割増償却の適用は、この通知書の写し等を添えて、税務署に申告します。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

1.	7月分源泉所得税の納付	納付期限……8月10日
2.	6月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限……8月31日
3.	12月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限……8月31日
4.	9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告	申告期限……8月31日

毎月１日発行　　２０１１年９月１日（木）第２６２号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」で改正があったもの

震災の影響等で平成２３年度の税制改正は、１月に提出された法案のうち、一部が６月に成立したのみで他は現在成立されていません。６月に成立したものは租税特別措置の拡充・延長・縮小等が主体でしたが、新たに創設されたものもありますので今回はそのうちのいくつかを紹介します。

所得税法の一部改正

①年金所得者の申告手続きの簡素化

年金所得者の申告手続き等について、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中に公的年金等の収入金額が４百万円以下であるものが、その年分の公的年金に係る雑所得以外の所得金額が２０万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告書を提出する必要がなくなります。

②還付申告書の提出について

申告義務のある者の還付申告書については、その年の翌年１月１日(現行２月１６日)から提出することができます。

③法定調書の提出について

調書、源泉徴収票又は計算書(以下「調書等」といいます)のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の１月１日から１２月３１日までの間に提出すべきであった調書等の枚数が１千枚以上であるものについては、当該調書等に記載すべきものとされる事項を、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより税務署長に提供しなければなりません。

法人税法の一部改正

①グループ法人税制の見直し

複数の完全支配関係がある大法人（資本金の額もしくは出資金の額が５億円以上の法人又は相互会社等をいいます）に発行済み株式等の全部を保有されている法人については、中小企業者の軽減税率を適用しないと同時に、特定同族会社の特別税率の適用対象とします。

②法人税の中間申告制度について、次の場合は仮決算による中間申告書が提出できなくなります。

・前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに６を乗じて計算した金額が１０万円以下である場合又はその金額がない場合

・仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに６を乗じて計算した金額を超える場合

所得税・法人税等国税に関するもの

①還付加算金の計算方法の変更

更正又は決定に基づく中間納付税額等の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後１月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後３月を経過する日と当該更正の日の翌日以後１月を経過する日のいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しません。

②故意の申告書不提出による逋脱犯の創設

確定申告書等をその提出期限までに提出しないことにより税金を免れた者は、５年以下の懲役もしくは５百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとします。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

１.	8月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・9月12日
２.	7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限・・・・・・9月30日
３.	1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限・・・・・・9月30日
４.	10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・9月30日

毎月１日発行　　２０１１年１０月１日（土）第２６３号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

消費税の免税事業者の要件の見直し

１年決算の事業者は、前々期の課税売上高で判定していましたが、これに加えて、前期の上半期（以下「特定期間」といいます）で課税売上高が１０００万円を超える場合には、課税事業者になります。この改正は、その年又はその事業年度が平成２５年１月１日以後に開始するものに適用します。

例：１年決算法人について
前々期　課税売上高９００万円（月７５万円）
前期　課税売上高３０００万円（月２５０万円）
当期　課税売上高３０００万円（月２５０万円）

今までなら翌期より課税事業者となりますが、改正後は当期より課税事業者となります。

なお、先述の課税売上高に代えて事業者が特定期間中に支払った給与等の金額の合計で「特定期間における課税売上高」が１０００万円超か否かで判定することもできます。これは、給与等の金額であれば、売上高との相関性が高く、また、事業者は所得税法により給与支払明細書の交付義務があり、かつ、源泉徴収義務者は源泉所得税を毎月あるいは６月ごとに納付していること等から、その支払額を把握することが一般的に容易と考えられるため、事業者の事務負担に配慮する観点から設けられたものです。すなわち、当該給与等の金額により判定する場合において当該金額が１０００万円以下の場合には、先述の課税売上高を把握していない場合でも事業者免税点制度が適用されます（基準期間における課税売上高が１０００万円以下に限る）。よって、特定期間における給与等の合計額が１０００万円以下であれば、特定期間の課税売上高が１０００万円を超えている場合であっても事業者免税点制度が適用されます。

改正前の制度においてはその課税期間の「基準期間における課税売上高」が１０００万円を超えることとなった場合に、その旨を記載した届出書を所轄税務署長に提出することとされています。今回の特例により「特定期間における課税売上高」が１０００万円を超えた場合にも同様に、その旨の届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。

しかし、給与等により判定する場合において当該金額が１０００万円以下である場合には、特定期間における課税売上高が１０００万円を超えている場合でも事業者免税点制度が適用されます（基準期間における課税売上高が１０００万円以下の場合）ので、この届出書の提出する必要はありません。また、給与等の金額により判定したか否かについても特段の届出書の提出義務はありません。

95%ルールの見直し

現行では、非課税売上げに対応する仕入れについては、仕入税額控除を認めないのが原則ですが、売上げのほとんど（９５％以上）が課税売上げの場合は、すべての仕入れについて仕入税額控除を認めていました。（いわゆる「９５％ルール」）

今度の改正で、事業者の事務負担に配慮する観点から講じられている制度に鑑み、「９５％ルール」の対象者を、１年間の課税売上高が５億円以下の事業者に限定します。

この改正は平成２４年４月１日以後に開始する課税期間から適用します。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

1. 9月分源泉所得税の納付　納付期限……10月11日
2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)　申告期限……10月31日
3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)　申告期限……10月31日
4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告　申告期限……10月31日

毎月１日発行　　２０１１年１１月１日（火）第２６４号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

年末調整～昨年度からの変更点～

今年も早いもので後2か月。そろそろ年末調整の準備期間に入る頃かと思われます。そこで今回は前の税制改正により、今回から年末調整で変更になったところを紹介します。

扶養控除の見直し

①年齢16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます）に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象が年齢16歳以上の扶養親族（以下「控除対象扶養親族」といいます）とすることになりました。

②年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円となりました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

※平成23年分年末調整における扶養親族

・控除対象扶養親族…平成8年1月1日以前に生まれた人

・特定扶養親族…昭和64年1月2日から平成5年1月1日までの間に生まれた人

・老人扶養親族…昭和17年1月1日以前に生まれた人

同居特別障害者加算の特例措置の改組

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を一人につき75万円（特別障害者である場合の障害者控除額40万円に35万円を加えた額）とする制度に改めました。

※障害者控除のまとめ

・一般の障害者…27万円

・特別障害者…40万円

・同居特別障害者…75万円

障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族である場合にも適用されます。

金地金等の売却益の申告漏れ６１億円

金融不安が続き金の価格が右肩上がりで続く中、国税庁がこのほど公表した譲渡所得税調査事績によると、昨年7月から今年6月までに行った金地金等に係る譲渡所得調査で61億円の申告漏れを把握したことを明らかにしました。

調査は、様々な機会を通じて収集した資料情報をもとに行われ、962件から総額61億円の申告漏れ所得金額を把握。このうち、申告漏れ所得金額が500万円以上の事案は321件で、その申告漏れ所得金額は47億1258万円に達し、実に3件に1件は500万円を超える高額なものとなっています。また、前事務年度と比べても、いずれも約2．5倍も増えており、1件当たりの申告漏れ額は630万円と、土地や株式などを含めた譲渡所得税調査全体の平均申告漏れ額（643万円）とほぼ同額となっています。

申告漏れ事案をみてみますと、プラチナ地金を売却して約1100万円の利益を上げたものの、同じ総合所得となる不動産所得や株式などの譲渡所得は申告する一方でプラチナ地金の売却益は申告から除外し、重加算税を含む約140万円を追徴課税された不動産賃貸業を行っていた者や、運用目的で金の延べ板購入し、その後家族名義等で売買したものの売却益約1億2500万円を全て隠し、重加算税を含め総額約6000万円を追徴された歯科医師などが明らかにさている。

一方、平成23年度税制改正では、来年１月１日以降に金地金等（金・白金地金、金貨・白金貨）の売買を業として行う者が、国内においてそれらの譲渡を受けて200万円超の対価を支払う、税務署に対して支払調書を提出することが義務付けられており、さらに国税当局の目が行き届くことになります。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

1.	10月分源泉所得税の納付	納付期限……11月10日
2.	9月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限……11月30日
3.	3月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限……11月30日
4.	12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告	申告期限……11月30日

毎月１日発行　　２０１１年１２月１日（木）第２６５号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

23年度税制改正法案の修正案を参院送付

法人課税と国税通則法の見直しを存置し、これを除く給与所得控除の見直しや相続税の増税等を削除する内容に修正された平成２３年度税制改正法案の修正案が、１１月２４日の衆院本会議で賛成多数で可決、参院に送付されました。

可決されたのは２３年度の国税の改正法案である「所得税法等改正法案」から期限切れ租税特別措置の延長等を切り離し、抜本改正部分として６月１０日に修正・存置され継続審議となっていた「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部改正法案」で、１０月２８日に納税者権利憲章を削除する内閣修正をし、さらに法人課税と納税環境整備に関する事項に限定しその他を削除する修正が、民主・自民・公明の３党合意により１１月１８日に委員会提案されたものです。

修正案では、当初案通り現行３０％の法人税率を２５．５％に引き下げ、平成２４年４月から適用します。ただし、復興財源確保法案に盛り込まれた復興増税により、法人税に対しては平成２４年４月から２７年３月までの３年間、付加税１０％を課すとされていることから、２３年度改正で法人税率を２５．５％に引き下げたうえで、付加税１０％を課すことになります。

納税環境整備は、国税通則法を見直し、税務調査手続きの取扱いを法律上明確化します。また、更正の請求期間を１年から５年に延長します。

通勤手当の一部変更

自動車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者が支給を受ける通勤手当については、その通勤の距離に応じ、１ヶ月あたり一定の金額（以下「距離比例額」といいます）までが非課税とされています。なお、交通用具を使用して通勤する給与所得者のうち通勤の距離が片道１５ｋｍ以上である人が支給を受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額（最高限度は月１０万円）までが非課税となっていました。

※「運賃相当額」とは、交通用具を使用して通勤する給与所得者が通勤のため鉄道などの交通機関を利用したとならば負担することとなるべき運賃等で、通勤に必要な運賃、時間、距離等の事情に照らしもっとも経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものの額に相当する金額を言います。

今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象になります。

この改正は、平成２４年１月１日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

※改正後、自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当

①通勤距離が片道２ｋｍ未満
　全額課税
②通勤距離が片道２ｋｍ以上１０ｋｍ未満
　４，１００円まで非課税
③通勤距離が片道１０ｋｍ以上１５ｋｍ未満
　６，５００円まで非課税
④通勤距離が片道１５ｋｍ以上２５ｋｍ未満
　１１，３００円まで非課税
⑤通勤距離が片道２５ｋｍ以上３５ｋｍ未満
　１６，１００円まで非課税
⑥通勤距離が片道３５ｋｍ以上４５ｋｍ未満
　２０，９００円まで非課税
⑦通勤距離が片道４５ｋｍ以上
　２４，５００円まで非課税

☆　☆　☆　今　月　の　税　務　メ　モ　☆　☆　☆

1.	給与所得の年末調整	調整時期・・・・・最後の給与
2.	11月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・12月12日
3.	10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・ 1月　4日
4.	4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・ 1月　4日
5.	1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・ 1月　4日